

| | | |
|-----------------------|--------|--------------------|
| 国営土地改良事業負担金償還助成事業（県単） | 事業主体 県 | 所管課班 農村振興課 広域水利調整班 |
|-----------------------|--------|--------------------|

趣 旨

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行うもの。

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった（平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることと、更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定・改正された。

更に平成12年度に事務手続きの明確化と県財政の危機的状況を回避するための後年度繰り延べ措置を明記するため、「国営土地改良事業負担金償還助成措置要綱」の全面改正を行い、新たに「国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱」を制定している。

交付対象

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始するかんがい排水事業及び農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

①県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と国営事業県負担金の償還金の一部が地方交付税算定対象となったため、交付額の一部を地元へ還元することを目的としたもの。

○国営基幹かんがい排水事業助成（平成2年度から令和7年度までに開始した事業）

| 基 幹 工 種 | | 助 成 率 |
|-----------|---|-------|
| 1 ダム | | |
| (1) | 貯水量 700(1,000)万m ³ 、受益面積5,000(7,000)ha以上 | - |
| (2) | ” ” 未満 | * 2.0 |
| (3) | 共同ダム（農業用） | 4.5 |
| (4) | ” （その他） | 6.4 |
| (5) | 一 般 | 10.4 |
| 2 頭首工 | | |
| (1) | 受益面積 5,000(7,000)ha以上 | - |
| (2) | 受益面積 3,000(3,000)ha以上 | * 2.0 |
| (3) | 共同頭首工（農業用） | 4.0 |
| (4) | ” （その他） | 4.0 |
| (5) | 受益面積 1,000(1,000)ha以上 | 4.0 |
| (6) | 受益面積 1,000(1,000)ha未満 | 4.0 |
| 3 排水機場、樋門 | | |
| (1) | 受益面積 5,000(7,000)ha以上 | - |
| (2) | 受益面積 3,000(3,000)ha以上 | 2.0 |
| (3) | 受益面積 1,000(1,000)ha以上 | 4.0 |
| (4) | 一 般 | 4.0 |
| 4 排水路 | | |
| (1) | 受益面積 1,000(1,000)ha以上 | 4.0 |
| (2) | 一 般 | 4.0 |

○国営農地再編整備事業助成（令和7年度までに開始した事業）

| 基 幹 工 種 | | 助 成 率 |
|---------|-------------|-------|
| 全 施 設 | | |
| 1 | 一 般 型 | 4.0 |
| 2 | 中 山 間 地 域 型 | 4.0 |